

# 矢作川利用調整協議会について

## 背景

- 平成 28 年 3 月に豊田市都心部の「都心環境計画」が策定され、目指すべき将来の姿として、「森と矢作川に育まれた祝祭・交流空間の創造」を掲げている。都心の賑わいづくりとして公共空間の活用と再整備が進められている。
- 平成 28 年 6 月に「豊田市矢作川河川環境活性化プラン」が策定され、都心付近を流れる矢作川の目指すべき姿として「多くの市民が利用する魅力ある河川空間づくり」と「清流矢作川にふさわしい自然と景観の再生」を整備方針に掲げている（矢作川水辺プロジェクト）。
- 近年、国土交通省による河川区域での規制緩和や支援制度の推進より、全国的に水辺活用の機運が高まった。また全国各地において、川を活かした地域活性化に取り組んでいる。

## 必要だったこと

- 都心部の近くを流れる矢作川の豊かな自然を活かしつつ、その魅力づくりと魅力発信を推進するため、矢作川と都心部との連携を生み出す計画づくり。
- 計画づくりによって、市民・事業者・行政が一体となることで、国土交通省の「かわまちづくり支援制度」を利用したハード施策の実施と、「ミズベリング」の規制緩和によるソフト施策の展開。

## 実現に向けて

### 平成 29 年 3 月 「矢作川利用調整協議会」の設立

#### ■ 目的

矢作川の河川空間オープン化に向け、「かわまちづくり計画」を作成し、水辺と都心が一体となった美しい空間づくり、広大な空間の賑わいを創出する。

#### ■ 主な役割

- ① 計画の検討、内容の合意（済）
- ② ハード整備、ソフト施策の協議
- ③ 河川空間利活用と都心連携の検討
- ④ 魅力づくりと賑わい創出の検討
- ⑤ かわまちづくりの支援

平成 29 年度  
協議結果



国土交通省「かわまちづくり支援制度に係る計画」  
※ハード整備を展開するための国の支援制度

平成 30 年 3 月

「矢作川かわまちづくり計画」の登録

平成 30 年度～  
協議継続



### (1) 矢作川かわまちづくり計画【つくる】



- ・ ハード整備
- ・ 空間と接点の整備

### (2) ミズベリング【つかう】



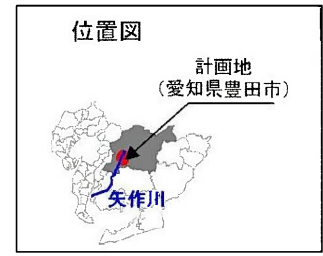
- ・ ソフト施策
- ・ 魅力と賑わいづくり

矢作川利用調整協議会の経緯

時期	内容	開催形式	主な議事等
平成29年3月22日	第1回協議会	集合会議	設立、水辺取組紹介、進め方、意見交換 ほか
平成29年6月23日	第2回協議会	集合会議	かわまちづくり計画の目的とスケジュール ほか
平成29年9月29日	第3回協議会	集合会議	都市・地域再生等利用区域指定とかわまちづくり計画
平成29年12月14日	第4回協議会	集合会議	かわまちづくり計画と都市・地域再生等利用区域の指定等に関する要望書について
平成30年5月25日	第5回協議会	集合会議	矢作川水辺プロジェクトの目的と平成29年度の成果、今後の進め方について
平成30年3月26日			「矢作川かわまちづくり計画」登録（国土交通省）
平成30年9月26日	第6回協議会	集合会議	矢作川水辺プロジェクトのハード整備について、水辺空間の利活用について
平成31年3月20日	第7回協議会	集合会議	平成30年度矢作川水辺プロジェクトの取り組みについて、矢作川水辺空間の利活用の仕組みについて ほか
令和元年8月23日	第8回協議会	集合会議	令和元年度矢作川水辺プロジェクトの取組状況について、白浜公園再整備について、RWC2019開催期間中の取組について、千石公園再整備案の検討状況について ほか
令和元年11月25日	第9回協議会	集合会議	RWC2019開催期間中の取組について、千石公園再整備案について、事業者選定公募の進捗状況について ほか
令和2年7月22日	第10回協議会	書面表決	矢作川河川空間の利活用、矢作川のリスクについて
令和4年2月25日	第11回協議会	書面表決	占用事業者公募を目指したサウンディング調査について、令和3年度の矢作川水辺プロジェクトの取組状況について、千石公園の利活用について、かわまちづくり計画の変更について
令和5年11月20日	第12回協議会	集合会議	令和4年度矢作川水辺プロジェクトの取組状況について、千石公園 公園施設管理許可事業者公募について、今後の整備方針（案）について

# 「矢作川かわまちづくり」(国土交通省、愛知県豊田市)

対象河川：一級河川 <sup>やはぎ</sup> 矢作水系 <sup>やはぎがわ</sup> 矢作川 【国管理河川】  
 市町村名：愛知県豊田市 <sup>とよたし</sup>  
 推進主体：豊田市



## 1. 概要

矢作川の白浜・千石公園地区は、名鉄豊田市駅を中心とする都心部と集客力の高い豊田スタジアムの間に位置しており、観光振興及び地域活性化に向けて高いポテンシャルを有しています。

本計画では、緩傾斜堤防・ゲート広場、散策路等を整備することにより、隣接する都心や豊田スタジアムと一体となった回遊性を高めるために必要な「交流空間」、豊かな自然環境を活かした「水辺空間」多様な世代が多様な楽しみ方を実現する「憩いの空間」の創出を目指しています。加えて、各広場を結ぶ動線として散策路・サイクリングロードを整備することで上下流の連続性を確保すると共に、既存サイクリングロードと接続することにより、周遊性向上を図ります。また、広場施設、休憩施設などを整備し、「都心・地域再生等利用区域」の指定を受けることによって、民間事業者による営業活動を可能と市、水辺を通じた地域の賑わいを創出します。

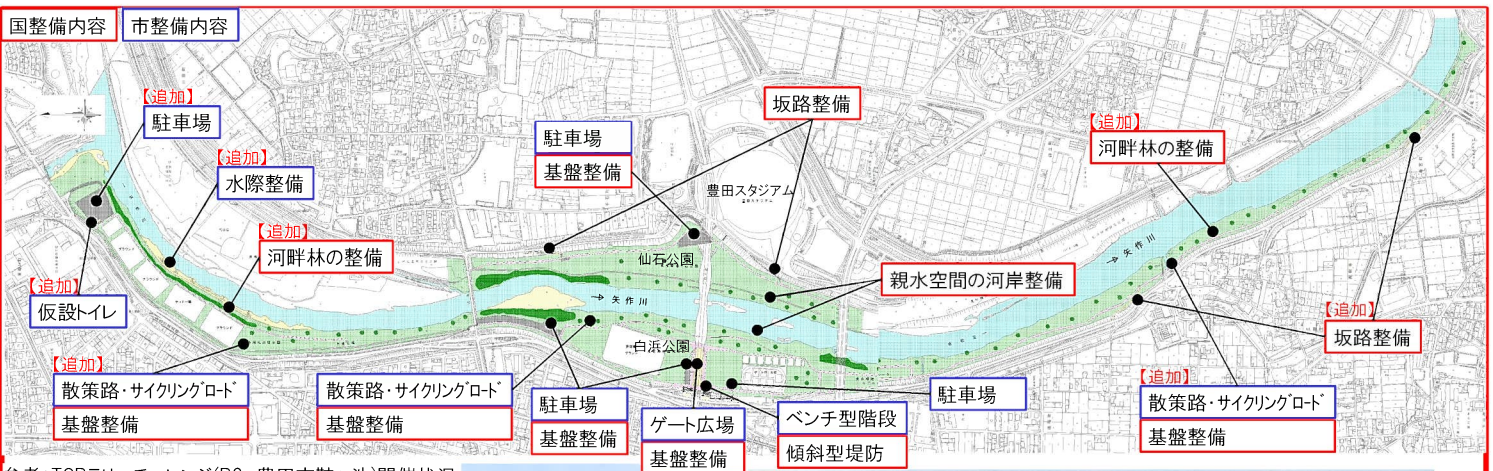


## 2. ハード施策の内容

国土交通省：緩傾斜堤防、階段、坂路、高水敷整正、樹木伐採等  
 豊田市：ゲート広場、駐車場、芝生広場、散策路、水際整備等

## 3. ソフト施策の内容

国土交通省：都市・地域再生等利用区域の指定等  
 豊田市：多様なイベント利用の促進(音楽フェス、マルシェ、世界ラリー選手権など)等



参考：TGRラリーチャレンジ(R2、豊田市鞍ヶ池)開催状況



※今後、工事实施のための詳細な設計等を実施することにより、実施内容を変更する場合があります。

## 【別紙】矢作川利用調整協議会規約の変更について



## 矢作川利用調整協議会規約

## (名称)

第1条 本会は、矢作川利用調整協議会（以下「協議会」という。）という。

## (目的)

第2条 協議会は、矢作川の河川空間オープン化に向け、市民や民間事業者、行政が連携して豊田市の財産である矢作川の水辺空間の魅力づくりや情報の発信、利活用のあり方、観光資源としての可能性等を視野に矢作川を利用したまちづくり計画を作成し、水辺の新しい活用による水辺と都心が一体となった美しい空間づくり、広大な空間を活かした賑わいの創出を行うことを目的とする。

## (事業)

第3条 協議会は、第2条に規定する目的を達成するため、次の事業（活動）を行う。

- (1) 「矢作川水辺まちづくり計画」の内容合意に関すること。
- (2) 河川管理者への占用許可申請の仕組みづくりに関すること。
- (3) 利用団体（出店者）の公募及び使用契約締結の仕組みづくりに関すること。
- (4) その他、目的を達成するために必要なこと。

## (構成)

第4条 協議会は、事業者及び各種団体等（以下「団体等」という。）で構成する。

- 2 協議会の構成員は別表に掲げる団体等から選出された者（以下「委員」という。）をもって充てる。
- 3 協議会の活動に技術的かつ専門的見地に基づく助言を求めるため、オブザーバー及びアドバイザーを置く。

## (協議会)

第5条 協議会に会長を置き、豊田市副市長をもって充てる。

- 2 会長は協議会を代表し、会務を統括する。
- 3 協議会は、会長が招集する。
- 4 協議会においては、会長が議長となる。
- 5 会長が不在の場合は、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。
- 6 会長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させることができる。

## (事務局)

第6条 協議会の事務局を、豊田市都市整備部公園緑地つくる課公園緑地つかう課及び建設部河川課に置く。

## (担当者会議)

第7条 協議会の下部組織として、各分野における関係機関の担当者による担当者会議を組織し、矢作川水辺まちづくり計画の内容をはじめ、多角的な検討を行う。

## (補則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は協議会の会長が別に定める。

## 附 則

この規約は、平成29年3月22日から施行する。

この規約は、平成29年6月23日から施行する。（改正第2条、別表）

この規約は、令和元年8月23日から施行する。（別表）

この規約は、令和2年7月22日から施行する。（改正第6条）

**この規約は、令和5年11月20日から施行する。（改正第6条）**

## 別表

団体等
豊田商工会議所
豊田市商業連合協同組合
豊田まちづくり株式会社
崇化館地区区長会
高橋地区区長会
美里地区区長会
株式会社豊田スタジアム
NPO法人矢作川森林塾
一般社団法人ツーリズムとよた
豊田市